

# ご寄付・賛助会費の税金控除のお知らせ（個人）

## ～寄付金税制優遇措置について～

公益財団法人 北海道青少年育成協会

当協会は、北海道の認定を受けた公益財団法人です。

そのため、当協会への寄付金・賛助会費は税制上の優遇措置が適用され、所得税、個人住民税（道民税、市町村民税）の所得控除の対象となります。

寄付金控除の内容・手続き等については、次のとおりです。

### 1 寄附金・賛助会費の控除額

寄附金・賛助会費の合計額が2,000円を超えた場合のみ控除が適用されます。

控除は、所得税及び、翌年に課税される個人住民税に適用されます。

#### 【所得税の寄附金控除額の算出方法】

・所得税の寄附金控除額 = [所得金額 - (寄附金・賛助会費の合計額 - 2千円)] × 所得税率

#### 【住民税の寄附金控除額の算出方法】

・個人道民税の寄附金控除額 = (寄附金・賛助会費の合計額 - 2千円) × 4%

・個人市町村民税の寄附金控除額 = (寄附金・賛助会費の合計額 - 2千円) × 6%

### 2 寄附金控除を受けるための申告手続き

所得税の寄附金控除と個人住民税（個人道民税・個人市町村民税）の寄附金控除の両方の適用を受けるためには、その年の1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に**所得税の確定申告**を行っていただく必要があります。

ただし、サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告をせず、個人住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする方は、**住所地の市町村に簡易な申告を行えば、住民税の軽減を受けることができます。**（この場合、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。）

\* 申告には、当協会が発行した領収書が必要です。必要な場合はご連絡をお願いします。

\* 控除につきましては、中央市税事務所 市民税課 011-221-3914 へお問い合わせください。

### ※ 留意事項

寄附金を支払った年の翌年1月1日前に貴方が転居した場合は、貴方が今回支出した寄附金が、転居先の県・市町の条例で控除対象寄附金として指定されていなければ、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができません。

#### 連絡先

公益財団法人 北海道青少年育成協会

電話：011-231-6451 E-mail：youth@ikuseikyo.jp